中継局エリア図（新津中継局）

※１ エリアは、電波法令に規定する「放送区域」を表しており、地上１０メートルの高さで、送信所からの放送波の電界強度が1mV/m 以上得られる区域として算出されたものです。

※２ エリア内であっても、地形やビル陰等により電波が遮られる場合など、視聴できないことがあります。